

# 告 示

## 埼玉県告示第二百六十号

測量計画機関である埼玉県さいたま県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県さいたま県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 三 作業地域

さいたま市

### 四 作業期間

令和四年十一月三十日から令和五年三月三十一日まで